

# 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

熊本県

## 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

### (1) 熊本県における農業用ため池の概要

#### ア 現状と基本的な考え方

本県は九州地方のほぼ中央に位置し、阿蘇山、九州山地に源を発する菊池川、球磨川などの一級河川や豊富な地下水など、水資源にも恵まれている。

このような豊かな自然の恵みを背景に、米、野菜、果樹、畜産をはじめ、多彩な農産物が栽培されており、農業産出額も全国の上位となっている。

本県の農業用ため池は、2309箇所存在し、うち、防災重点農業用ため池は837箇所となっている。

本県では、これまでも平成28年度の熊本地震や令和2年度の7月豪雨など、大規模な災害を経験しており、今後想定される災害に備えてハザードマップを作成し一般に公表するなどソフト対策を進めながら、劣化状況、耐震・豪雨の評価結果に基づき、計画的に防災対策を進めていく方針。

#### イ 所有者及び管理の状況

別表1のとおり

### (2) 熊本県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

## 2 劣化状況評価の実施に関する事項

### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という）及び後半5年（以下「後期」という）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、前期の令和6年度までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：8カ所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：0カ所

### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観

察が必要と判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者：別表2のとおり

### (3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、熊本県に存在する全ての防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／1年

イ 定期点検を行う者：所有者又は管理者

## 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

### (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防止工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、令和4年度までに地震耐性評価299か所、豪雨耐性評価385か所を実施済み。防災工事の実施に要する期間を考慮し、令和8年までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：444か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：94か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

### (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

特になし

## 4 防災工事の実施に関する事項

### (1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

なお、本計画は調査結果を踏まえ随時見直しを行う。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：29か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：66か所

個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

### (2) 廃止工事の推進計画

かんがい受益の状況等を踏まえ、ため池の廃止や統廃合などを進めていく。

なお、現時点の対象ため池はないが、今後、各種調査や現地の状況を踏まえ随時見直しを行う。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 0 か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 3 か所

個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

### (3) 防災工事の実施にあたっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

防災工事の実施にあたっては、事業主体等が事前に文化財保護担当部局と調整し必要に応じて調査を行う。

イ 環境担当部局との調整

防災工事の実施にあたっては、市町村が地域環境情報会議を開催し環境に配慮した整備を進める。

ウ 上水道担当部局との調整

防災工事の実施にあたっては、事業主体が必要に応じて上水道担当部局と事前協議等の調整を行う。

エ その他

その他、必要に応じて対策工事に関係する担当部局と事前協議等の調整を行う。

## 5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

### (1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

全ての防災重点農業用ため池については県。

イ 地震・豪雨耐性評価

全ての防災重点農業用ため池については県又は市町村。

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

（ア）受益面積2ha以上の防災重点農業用ため池については県又は市町村

（イ）受益面積2ha未満の防災重点農業用ため池については市町村

エ 廃止工事

全ての防災重点農業用ため池については市町村

### (2) 技術指導等の内容

ため池サポートセンターを熊本県土地改良事業団体連合会内に設置し、管理者等への相談対応や管理に関する技術的指導・助言を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

熊本県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、協議会設置に向けた検討委員会を設置する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

サポートセンターは応急措置や技術助言を行う。

(2) ICT等の先端技術の導入

ため池防災支援システムの活用をより推進する。

付則

令和3年3月30日 策定

令和5年2月22日 一部改正

令和6年3月27日 一部改正